

平成24年度税制改正要望に係る御意見一覧(寄せられた意見のうち、重複する同様の御意見や金融庁所掌外の御意見は除いております)

題 目	意見の詳細	提出者
日本版ISA(少額投資非課税制度)の改正・拡充	<p>日本版ISAに関して、下記の諸点を改正・拡充すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 制度の目的: 現行「貯蓄から投資へ」の流れを促進する施策と定義されてきたが、これを「国民の資産形成に資するため」と再定義する 2) 口座投資額の上限: 年間100万円の上限は維持するが、累計上限は1000万円とする 3) 非課税期間: 恒久。ただし当初の10年間で実績が不十分であれば、これを見直す 4) 口座数: 一人1口座のみ 5) 引き出し制限: 引き出し自由ながら引き出しによって非課税口座の投資上限を減額する 6) 口座の移管: 可能とする 7) 本人確認: 番号制の活用 	個人
個人投資者の利便性等に配慮した日本版ISAの簡素化等に係る措置	<p>非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(日本版ISA)について、その拡充を図るとともに、個人投資者の利便性及び金融商品取引業者等の実務に配慮した簡素なものとする</p> <p>[具体的な内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 日本版ISAが施行された日の属する年の1月1日以後3年を経過する日までに、金融商品取引業者等の営業所において居住者等1人につき1口座のみ非課税口座を開設することができるものとする(非課税口座内上場株式等は先入先出法による入出庫管理を行う。) ② 非課税期間10年を経過する日まで、累積投資が総額500万円に達した場合には、以後の新規投資はできないものとする。 ③ 非課税口座内で保管する上場株式等を譲渡等した場合に、当該譲渡等に関する記録を他の取引に関する記録と区別して行っている限り、譲渡等に係る代金を上限として引き続き非課税での再投資(リバランス)を可能とすること。 ④ 社会保障及び税に関わる番号制度を前提とした要望とすることに伴い、施行時期を番号制度開始に併せて施行、もしくは番号制度開始後、速やかに施行とすること。 ⑤ 番号制度の導入を前提として、日本版ISAに係る事務手続きを以下のとおり見直すこととする(見直す手続きのみ記載)。 <ul style="list-style-type: none"> ・非課税口座開設確認申請に必要な添付書類を住民票の写し等に替えて番号制度における番号が記載された書類やICカードとすること。 ・居住者等が非課税口座開設確認申請をする際は、非課税口座開設届出を兼ねるものとする。 ・金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署が金融商品取引業者等を経由して行う非課税口座開設確認の有無の結果について、書面ではなく電子情報処理組織又は光ディスク等により通知すること。 ・居住者等は、非課税口座開設確認申請をした金融商品取引業者等に非課税口座を開設するため、非課税口座が開設された後に金融商品取引業者等が所轄税務署に対して通知する口座開設情報のフィードバックを不要とすること。 	団体
日本版ISAに関する措置	<ol style="list-style-type: none"> 1. 取得価額の管理など個人投資家にとって解りにくい面もあることから、投資家の利便性および金融機関の実務に配慮したより簡素なものとする。 2. 平成26年から3年間の時限付き措置であるが、個人の幅広い金融資産形成に資するものとするよう、措置期間を延長すること。 <p>なお、本制度を長期的な視野に立った個人の幅広い金融資産形成に資するものとするため、将来的には、非課税措置の拡充の検討が望まれる。</p>	団体

題 目	意見の詳細	提出者
<p>贈与者及び受贈者が特定口座を開設している場合、贈与による同一銘柄の特定口座内保管上場株式等の一部の移管を認めること</p>	<p>贈与者及び受贈者が特定口座を開設している場合、贈与による同一銘柄の特定口座内保管上場株式等の一部の移管を認めること 現行税法では、贈与者及び受贈者がともに特定口座を開設する場合であっても、贈与者は特定口座内保管上場株式等の同一銘柄についてはすべて移管しなければならないこととされている。 このため、特定口座内保管上場株式等を保有する贈与者が複数の受贈者に贈与を行う場合、一旦、当該特定口座内保管上場株式等を売却した後、当該売却代金を引渡すということにならざるを得ず、上場株式等のまま贈与することができない。 また、贈与者の特定口座内保管上場株式等の取得価額は金融商品取引業者等が適切に管理することが義務付けられていることから、当該金融商品取引業者等において租税回避的又は潜脱的な行為を行う余地がないといえる。 以上から、贈与者及び受贈者が特定口座を開設している場合にあっては、贈与による同一銘柄の特定口座内保管上場株式等の一部の移管を認めることを要望する。</p>	<p>団体</p>
<p>以下の上場株式等を特定口座に受け入れる場合には、当該上場株式等の取得価額は、総平均法に準ずる方法により計算した金額ではなく、当該上場株式等の取得に要した金額とすること ①相続、贈与又は遺贈により取得した上場株式等(被相続人、贈与者又は包括遺贈者が持株会等口座で取得した上場株式等を含む) ②上場等の日の前に取得した上場株式等 ③非上場会社の株主に対して、合併等により交付された上場株式等</p>	<p>上記①から③に係る特定口座以外の口座で管理されている上場株式等は、租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項第3号及び第4号に基づき、一定の条件により特定口座に受け入れることができる。 特定口座以外の口座で管理されているこれらの上場株式等を特定口座に受け入れる場合には、当該上場株式等は「総平均に準ずる方法により計算した取得価額」により受け入れることとされている(国税当局より指導が行われている。)。このため、特定口座以外の口座で管理されているこれらの上場株式等と同一銘柄を他の金融商品取引業者等の特定口座以外の口座で管理している場合(特別口座で同一銘柄を管理している場合を含む。)であって、例えば相続、贈与又は遺贈等により、当該上場株式等を特定口座に受け入れるときは、当該他の金融商品取引業者等で管理する特定口座以外の口座で管理する上場株式等の取得価額も含めて総平均に準ずる方法により取得価額を計算することとなる。 ただし、金融商品取引業者等は、他の金融商品取引業者等の特定口座以外の口座で管理する上場株式等の取得価額を把握すること、他の金融商品取引業者等に同一銘柄の上場株式等を保有しているか否かを把握又は確認することが事実上不可能である。このため、税法上措置されているものの、実務対応ができないという現状がある。 以上から、特定口座における顧客の利便性向上の観点から、上記①から③の特定口座以外の口座で管理されている上場株式等を特定口座に受け入れる場合には、当該上場株式等の取得価額を総平均法に準ずる方法ではなく、当該上場株式等の取得に要した金額(個別法)とするよう要望する。</p>	<p>団体</p>
<p>特定口座のみなし廃止制度を廃止すること</p>	<p>現行税法では、特定口座開設届出書を提出した居住者等が当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等及び決済が終了していない信用取引等を有しないこととなった日又は当該特定口座に最後に上場株式等の配当等を受け入れた日のいずれか遅い日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの間に、当該特定口座に係る振替口座簿への上場株式等の記載若しくは記録等若しくは上場株式等の信用取引等又は上場株式等の配当等の受け入れが行われなかったときは、その年の翌年1月1日に当該特定口座につき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされ、当該特定口座が廃止される(以下「特定口座のみなし廃止制度」という。) なお、特定口座のみなし廃止制度の適用については、みなし廃止されるまでの間に、当該特定口座を継続する旨を記載した特定口座取引継続届出書を金融商品取引業者等の営業所の長に提出する必要がある。 しかし、そもそも残高のなくなった特定口座について、当該届出書の提出自体を失念するケースが多々見受けられる。 このため、当該特定口座において、上場株式等に係る取引を行う意向がある顧客が、特定口座のみなし廃止制度の適用により特定口座が廃止された場合、当該金融商品取引業者等で再び特定口座で取引を行うためには、再度、特定口座開設届出書を提出しなければならないため、投資家にとって不便な制度となっている。 このため、当該特定口座のみなし廃止制度を廃止し、顧客と金融商品取引業者等が契約(約款を含む。)等に基づき特定口座を廃止できるようにし、特定口座における顧客の利便性向上を図るよう措置を講じていただきたい。</p>	<p>団体</p>

題 目	意見の詳細	提出者
年間を通じて特定口座内保管上場株式等の譲渡等及び源泉徴収選択口座内配当等の受入れがなかった顧客について、特定口座年間取引報告書の交付を省略可能とすること	<p>年間を通じて特定口座内保管上場株式等の譲渡及び源泉徴収選択口座内配当等の受入れがなかった顧客については、当該特定口座に係る上場株式等の配当所得及び譲渡所得等について確定申告を行うことはないため、当該顧客について特定口座年間取引報告書の交付を省略可能とすることを要望する。</p> <p>なお、金融商品取引業者等の所轄税務署に対しては上述の場合であったとしても特定口座年間取引報告書を提出するものとし、また、当該顧客から特定口座年間取引報告書の交付に係る要請があれば、特定口座年間取引報告書の交付を行うことを前提としている。</p>	団体
自社株式又は親会社株式をもって買付けの対価とする一定の公開買付けの場合において、当該公開買付け対象会社の株主の帳簿価額による課税を繰り延べるとともに、当該自社株式又は親会社株式を特定口座に受け入れる措置を講じること	<p>金融商品取引法上、有価証券など金銭以外の資産を取得対価としてTOBを実施することが認められているが、自社株式又は親会社株式を対価とするTOB(以下「自社株等TOB」という。)は、①買付者は資金調達を要しない、②株式を対価とする株式交換や合併等により実現が難しいM&Aストラクチャー(例えば、買収者の株式を対価として対象会社株式の一部の取得)が可能、また、③買付者の保有する自己株式の有効活用という点でメリットがある。しかし、自社株等対価TOBは、会社法上の有利発行規制(注1)や現物出資規制(注2)の適用を受けるとともに、税法上、TOBの応募株主における株式譲渡益に対する課税の繰り延べが認められないため、実務上、利用されていない。</p> <p>本年5月に成立した改正産活法第21条の2では、主務大臣の認定事業者による自社株等対価TOBにつき検査役の調査が不要とされ、買付者の取締役等やTOBの応募株主は、不足価格填補責任を負わず、また、一定の要件を満たした場合には、有利発行に係る株主総会決議が不要となる。</p> <p>このように、改正産活法の成立により自社株等対価TOBにおける会社法上の問題点に対して一定の手当てが行われ、現金と自社株等を組み合わせてTOBの取得対価とするなどM&Aにおけるストラクチャーの選択幅が拡大することが見込まれるが、税務上の問題を解決するため、TOB対象会社の株主の帳簿価額による課税を繰り延べていただきたい。</p> <p>また、一定の要件を満たす場合において、TOB対象会社の株主が交付を受ける上場株式等を特定口座に受け入れられる措置を講じていただきたい。</p>	団体
株式投資信託に係る外国税額控除制度の拡充	<p>国内契約型株式投信が保有する外国株の配当に係る外国所得税については、所得税法第176条において集団投資信託に係る外国税額控除規定が認められているが、平成21年度税制改正により、租税特別措置法第9条の3の2(上場株式等の配当等の源泉徴収義務の特例)により源泉徴収義務者のみなし規定が導入されたことにより、源泉徴収義務者とみなされる支払の取扱者が源泉徴収義務者となる契約型国内株式投信について、収益分配額から控除する所得税から差し引く外国税額控除制度が実務上、適用できない状況となったため、所得税法施行令第300条第2項「法第181条又は第212条の規定により所得税を徴収する際、その徴収して納付すべき所得税の額から控除するものとする。」という規定に、租税特別措置法第9条の3の2において支払の取扱者が当該上場株式等の交付をする際に準用する旨の規定を加えるか、若しくは、投資信託の信託財産について納付した外国所得税の額について、申告分離課税上、外国税額控除の適用が可能となるよう、税制改正を要望する。</p>	団体
投資信託に係る税制措置	<p>外国籍の上場証券投資信託等について租税特別措置法第9条の4の2の適用対象とすること</p> <p>現在、措法第9条の4の2については、「国内において支払を受ける」収益の分配に限定する規定振りとなっている。このため、外国籍の上場証券投資信託等について、当該上場証券投資信託等の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配は、本規定の対象となっていない。については、外国籍の上場証券投資信託等についても、本規定の対象となるよう要望する。</p>	団体
投資信託に係る税制措置	ETF(特定株式投資信託)の償還について有価証券に加え、有価証券と金銭との混合、現金による償還を可能とすること	団体
特定受益証券発行信託の外国税額控除について	<ol style="list-style-type: none"> 1. 外国株式等を信託財産とする特定受益証券発行信託、いわゆる日本版預託証券(JDR)について、支払の取扱者が源泉徴収義務者になった場合も、受益者に対する収益の分配に係る税額から外国源泉税額を控除できる措置を講じること。 2. 配当割についても利子割の場合と同様に、受益者に対する収益の分配に係る税額から外国源泉税額を控除できる措置を講じること。 	団体

題 目	意見の詳細	提出者
<p>公共法人及び金融商品取引業者等が提出する「非課税申告書」等の受入れ基準を「公社債等の銘柄毎」から「公共法人及び金融商品取引業者等が開設する口座毎」に変更すること</p>	<p>公共法人及び金融商品取引業者等が提出する「非課税申告書」等の受入れ基準を「公社債等の銘柄毎」から「公共法人及び金融商品取引業者等が開設する口座毎」に変更すること</p> <p>公共法人等、公益信託又は加入者保護信託が公社債等の利子について非課税の適用を受けるためには、所得税法第11条第3項に基づき、非課税適用申告書を提出する必要があるが、所得税基本通達11-1により、公社債等の名称や回号が異なるごとの提出が必要とされている。</p> <p>また、租税特別措置法第5条の2及び第5条の3に規定する非課税適用申告書並びに同法第8条に規定する源泉徴収不適用申告書については、非課税又は源泉徴収免除の適用を受ける法人が開設する口座単位で提出することとされている。</p> <p>このため、所得税法第11条第3項及び租税特別措置法第3条の3第6項の非課税適用申告書についても、口座単位で提出するよう制度を統一していただきたい。</p>	<p>団体</p>
<p>税法上の告知等において必要とされる本人確認書類の範囲を拡大すること</p>	<p>現在、税法上の告知の際に必要とされる本人確認書類については、犯罪による収益の移転防止に関する法律に規定する本人確認書類とは一致していない。例えば、証券取引に係る口座開設時の本人確認書類には、「療養手帳」が認められているが、株式投資信託の収益の分配の支払を受ける場合の告知に係る本人確認書類には、「療養手帳」が認められていない。この場合、証券取引に係る口座開設に係る本人確認書類とは別の税法上認められた本人確認書類を提示しなければならない。このように顧客にとって煩雑な手続を改善するために要望する。</p>	<p>団体</p>
<p>既に税法上の告知を行っている顧客が、特定口座の開設届出を行う場合等であって告知内容に変更がないときには、新たな告知並びに本人確認書類の提示及び提出は不要とすること</p>	<p>実務上、顧客が取引する金融商品取引業者等の営業所が廃止された場合、廃止前の営業所で管理されていた顧客からの受入書類等は、異動後の営業所に引き継がれる。廃止前の営業所で受け入れた告知書や本人確認書類の提示を受けて確認した情報についても、異動後の営業所に引き継がれるため、告知書の再受入れ及び本人確認書類の再受け入れの必要性は実質的に必要がないと考える。例えば、特定口座を開設する際には告知(本人確認書類の提示を含みます。)が必要となるが、同一金融商品取引業者等における営業所の変更の際には、改めて本人確認書類の提示は求められていない。(措令25条の10の4②)</p> <p>また、金融商品取引業者等にあつては、既に顧客から税法上の告知(告知書の提出を含む。)及び本人確認書類の提示を受けている場合(注)、当該顧客の氏名・住所・生年月日等を記載した帳簿を作成し管理している。このため、法定果実及び譲渡対価等の受領者の告知及び本人確認が完了しているにもかかわらず、顧客及び金融商品取引業者等は、税法上の義務等を履行するため、重畳的な事務やコストを負担したうえで行っているといえる。</p> <p>以上から、金融商品取引業者等に対して、既に顧客から税法上の告知(告知書の提出を含む。)及び本人確認書類の提示を受けている場合であつて、当該金融商品取引業者等に過去に届け出た内容(氏名及び住所)に変更がないときは、改めて本人確認書類の提示・提出は不要とすることを要望する。</p> <p>(注)顧客が初めて金融商品取引業者等に取引口座を開設する際、金融商品取引業者等は、当該顧客から所得税法第224条や第224条の3等に係る包括的な告知及び本人確認書類の提示を受けている。また、取引口座の開設同時に犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条に基づき、氏名・住所・生年月日の確認を行い、同法第7条に基づき本人確認記録を保存することとされている。</p>	<p>団体</p>
<p>特定口座開設届出書等について電磁的方法による届出を可能とする措置を講じること</p>	<p>顧客が金融商品取引業者等に提出する特定口座開設届出書、特定口座異動届出書、告知書又は申請書等について、書面によらず、電磁的方法により届出又は提出を行うことを可能としていただきたい。</p>	<p>団体</p>
<p>本人確認書類の提示及び提出につき電子メールやインターネット等の電磁的方法による提示及び提出を認めること</p>	<p>本人確認書類の提示及び提出につき電子メールやインターネット等の電磁的方法による提示及び提出を認めていただきたい。</p>	<p>団体</p>
<p>少額配当に係る非課税措置を復活すること。</p>	<p>少額配当に係る非課税措置を復活すること。</p>	<p>団体</p>

題 目	意見の詳細	提出者
相続・贈与・遺贈に係る税制措置	経済金融情勢の急変や大規模災害等による市場価格の急激な下落などの不慮な事象への対応として、株式及び株式投資信託の相続、贈与又は遺贈について、その評価額を「現行制度の70%相当額」又は「課税時期から起算して1年前の日までの間のうち最も低い最終価格」のいずれかを選択できるような措置等を図ること	団体
上場廃止となった株式の損益通算の要件緩和	<p>①発行会社が倒産した場合等により株式が価値を失った場合でも、個人の場合、当該損失は株式の譲渡損とはみなされない。</p> <p>②例外的に、特定口座で管理されている上場株式等が、発行会社の倒産等により上場廃止になった日以後に特定管理口座に移管され、かつ、発行会社が上場廃止後も株券を証券保管振替機構で管理している場合のみ、株式の譲渡損として取り扱われる。</p> <p>③②の取り扱いについて、特定口座で管理されていなくても、株式の譲渡損として他の株式等の譲渡益からの控除を認めるべきである。少なくとも上場廃止後に、発行会社に株券を証券保管振替機構で管理することを求める要件は緩和すべきである。</p> <p>④未上場株式についても、倒産した場合等により株式が価値を失った場合は、株式の譲渡損として取り扱うべきである。</p> <p>⑤少なくとも、東日本大震災の影響で破綻に至った上場企業・未上場企業の株主には、損失控除を認めるべきである。</p>	個人
コモディティETFの税制	現在、東証上場ETFの一部に対して、公平な税制が適用されておらず、投資家の自由な投資活動のハードルを高くしていると思われます。具体的には、東証に重複上場しているコモディティETFが、外国投資法人の債券ということで、他のETFの扱いとは異なり、特定口座の利用ができず、譲渡益が譲渡益課税の対象(総合課税)になっていることで、投資家の投資意欲の減退につながっていると思われます。また、同ETFのお取扱いを検討されている証券会社も上記の要因で、システム対応ができていないため投資家の売買の取り扱いがスムーズにいかないケースも多く発生しているようです。従いまして、日本の金融市場活性化及び開かれた市場の実現のためにも、一日も早く、公正な税制の適用をお願い申し上げます。	個社
個人投資家による、金融商品取引所で行われる先物取引等への投資を促進する税制措置の拡充	一般の個人が、資産運用の手段として、より一層の投資を行い得る環境を整備する観点から、上場株式等の譲渡損益との通算対象に金融商品取引所で行われる先物・オプション取引により生じた取引損益を加えることを要望いたします。	個社
金融所得課税の一元化	課税の簡素化・中立化の観点から、区分毎に税率が分かれている金融所得については、多様な金融商品を幅広く捉えて課税方式の均衡化を図るとともに、損益通算の対象範囲を非上場株式等に拡大する必要がある。	団体

題 目	意見の詳細	提出者
包括的な金融所得一体課税と損益通算制度の拡充	<p>①公社債関連所得に係る申告分離課税制度の導入と発行体による源泉徴収義務の免除:仕組債も含めて債券に関する所得分類は、利子所得、雑所得、譲渡所得、非課税所得、譲渡損失をなかつたのみならず規定など多岐にわたる複雑な税制になっており、税制の簡素化を行う事。また、申告分離課税を行うことを前提に、発行体による利子の源泉税課税を免除し、個人投資家が保有する公社債を非課税玉として取り扱うことを認めること。これにより、非課税玉中心の公社債市場への個人投資家の参加が可能となる。②金融所得一体課税の取引対象の拡充:株式等の譲渡損益と配当所得の損益通算は認められているが、デリバティブ取引、公社債関連所得、外貨建取引から生ずる為替差損益等を金融所得一体課税の対象取引に加えることにより、個人の資金運用に対する課税の簡素化が図られる。③租税特別措置法第37条の12の2第2項で規定する上場株式等に、外国の証券業者等を通じて法第37条の11の3第2項に規定する上場株式を譲渡した場合を加えることにより、外国の証券業者等を通じて保有する上場株式の譲渡損益の取扱いを他の上場株式の譲渡と同様に取り扱うことが可能となるよう要望（外国上場株式等の配当で、海外の支払者等から直接支払われ、申告分離課税の適用を受ける場合との取り扱いの整合性が図れる）。④公社債の保護預り証券業者等を源泉徴収義務者とみなす規定の創設と源泉分離課税制度の創設:上記①は、公社債関連所得に係る申告分離課税制度の導入要望であるが、公社債関連所得並びに他の金融所得についても株式関連所得と同様、証券業者の特定口座における源泉分離課税制度の導入を要望。⑤公社債投資信託と株式投資信託の課税上の取扱いの一本化:外貨建MMFは、公社債投資信託としてMMFの解約については非課税とされるが、一昨年以降の利回り急低下と円高により多額の含み損を有し、当該含み損を実現させても現行所得税法上、なかつたものとされるため、含み損を抱えたまま外貨建MMFを保有している投資家の存在が想定される。他方、グローバル・ソブリン・ファンドなどその本質は公社債投資信託であるにもかかわらず、いわゆる株式投資信託として取り扱われ、株式関連所得との損益通算を認めるなど、外貨建MMFと異なる取り扱いがなされている。外貨建MMFのように円貨ベースで元本毀損リスクを有する投資信託を公社債投資信託の定義から除くことにより、株式関連所得との損益通算が認められるよう要望する。</p>	団体
金融所得課税の一体化の推進等	<p>①金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、金融商品間の課税方式の均衡化を図るとともに、預金等を含め損益通算を幅広く認める、金融所得課税の一体化をさらに推進していくことを要望する。 ②その際、金融所得課税の一体化に係る具体的な納税の仕組みについては、預金等をはじめとする各金融商品の特性を考慮し対象範囲を順次拡大することも想定されることから、一体化の実施時期に応じて、納税者の利便性に配慮しつつ、金融機関が納税実務面でも対応可能な、実効性の高い制度とすることを要望する。 ③少額の上場株式等投資のための非課税措置(日本版ISA)(平成26年から3年間の時限付きの措置)について、投資家の利便性および金融機関の実務に配慮したより簡素なものとするを引き続き要望する。また、本制度は3年間の時限付き措置であるが、個人の幅広い金融資産形成に資するものとするよう、措置期間を延長することを要望する。なお、本制度を長期的な視野に立った個人の幅広い金融資産形成に資するものとするため、将来的には、非課税措置の拡充の検討が望まれる。</p>	団体
各種金融資産間の課税の実質的権衡の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・金融所得課税の一体化を推進するにあたっては、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、課税方式の均衡化を図り、金融資産間の有利・不利につながらないよう十分に配慮いただくことを要望する。 ・金融所得課税の一体化に係る具体的な納税の仕組みについては、実務面から十分な検討を行い、個人の納税の事務負担や商品を提供する金融機関の事務負担等に十分配慮し、納税者や金融機関の事務負担等に配慮した受入可能な実効性のある制度とするとともに、その導入にあたっては、納税者への周知徹底や金融機関におけるシステム対応等に十分な準備期間を設けることを要望する。 ・社会保障・税に関わる番号制度については、金融機関の実務負担等に配慮した制度設計・導入スケジュールとすることを要望する。 	団体

題 目	意見の詳細	提出者
金融所得という区分を設け、金融に関する所得を一体化させること	<p>デリバティブ(金融派生商品)を活用した金融商品から生じる所得について、どの所得に該当するか不明確なものが多く、平成23年度税制改正における店頭デリバティブ取引等のように個別に規定が設けられたものを除き、とりあえず雑所得であるとするという取扱いが多くなされている。また、国内の割引債と米国のストリップス債のように、同様の性質を持ちながら国内発行と国外発行の金融商品との間で税務上の取扱いが異なる金融商品も存在する。</p> <p>このような不明確さを解消し、今後新しく開発された金融商品に対する税務上の取扱いを明確化にするためにも、所得税法上の所得区分として金融所得を設けることにより、金融商品の関する所得の取扱いを明確にされたい。</p>	団体
道府県民税の利子割制度を廃止すること	<p>複雑な記帳作業及び交互計算等に係る事務手続の簡素化のため、昭和62年税制改正前の源泉所得税のみの方式に戻し、利子割制度を廃止されたい。</p>	団体
金融所得に関する課税の一体化を促進するための税制措置	<ol style="list-style-type: none"> 1. 金融商品に係る税制を簡素なものとしつつ、金融商品全般を公平かつ中立に取り扱うため、幅広く金融商品間の損益通算の範囲を拡大し、当該通算後における損失の翌年以降への繰越控除を認め、個人投資者がリスク資産に投資しやすい環境を整備すること 2. 外国市場デリバティブ取引(カバードワラントを含む。)の差金等決済に係る取引損益を申告分離課税とすること 3. 特定口座において上記1. 及び2. に係る損益通算の対象の拡大措置を認めること 4. 上場株式等及び公募株式投資信託の配当金等について二重課税の調整を図る措置を講じること 5. 上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失の繰越控除について繰越控除期間を3年間から7年程度に延長すること <p>(注1) 上記1. 及び3. を実施するに当たっては、投資家及び証券会社等が対応可能な簡素な仕組みとするとともに、実務面を配慮し十分な準備期間を設けること</p> <p>(注2) 公社債等に係る譲渡益に対する課税を実施する場合には、公社債等の譲渡損益と、利子所得及び償還差損益との損益通算を一体的に実施するとともに、それに伴う激変緩和措置・経過措置を講じること。また、公社債等に係る損益通算については、公社債等の種類を限定するのではなく、私募債、仕組債などすべての公社債等を対象とすること</p> <p>(注3) 金融商品に係る譲渡所得等の通算範囲については、上場並びに公募及び売出しによる金融商品間に限定することなく非上場並びに私募及び私売出しによるものも対象とすること</p> <p>(注4) 非課税主体(非居住者又は外国法人及び金融機関等)が利払日に保有している公社債の利子については、前所有者の属性にかかわらず、当該利払日に係る利子の計算期間すべてについて源泉徴収を免除(非課税)とすること</p>	団体

題 目	意見の詳細	提出者
金融所得一体課税導入の早期法制化と納税システムの導入	<p>【①金融所得一体課税の内容を早期に法制化する】 ○上場株式等の配当・譲渡益に対する10%税率が20%に引き上げられる平成26年から、金融所得一体課税に速やかに移行できるよう、予め金融所得一体課税の内容を固め、早期に法制化しておく。 ○上場株式等に20%税率が適用される一方で、損益通算の範囲が制限されるのであれば、単なる課税強化となるため、10%税率の廃止時点で他の金融所得と幅広く損益通算できる税制を導入しておく必要がある。さらに、早期に一体化の内容を決定しておくことで、証券会社・金融機関の一体化に向けたシステム対応も容易になる。 ○なお、一体化の対象は証券取引やデリバティブ取引にとどまらず、預貯金利子、投資信託類似の保険商品なども含めた幅広い金融商品を対象とする。 ○一体化に当たっては、損失の繰越控除期間を現行の3年から大幅に延長する(例えば7年)。</p> <p>【②一体化に当たり、社会保障・税番号(マイナンバー)を活用し、納税者の申告事務手続き無しに損益通算できるシステムを導入する】 ○特定口座で取り扱える金融商品の範囲を、一体化の対象となる全ての金融商品に拡大する。さらに、特定口座間の損益通算を確定申告無しで行うことを可能とするために、税務当局が特定口座の損益を、名寄せし通算するシステムを導入する。 ○名寄せ・損益通算は、証券会社・金融機関が提出する特定口座の年間取引報告書に社会保障・税番号(マイナンバー)を記入しておき、年間取引報告書を当該番号で名寄せする方法で行う。 ○一体化に当たっては、社会保障・税番号(マイナンバー)を活用し、納税者の申告事務手続き無しに損益通算できるシステムを導入する。</p>	個人
社債市場育成のための税制改正	<p>○平成23年度税制改正において先送りされた公社債税制について、「要望項目3」で述べた金融所得一体課税の法制化に合わせて下記の措置を講じる。</p> <p>【公社債に対する源泉徴収制度の改正】 ○公社債の利子に対して源泉徴収される投資家とされない投資家が混在していることにより、源泉徴収される課税玉と源泉徴収されない非課税玉とで公社債市場が分断されている。これを改めるため、下記の見直しを行う。 ・公社債の利子の源泉徴収の有無は、前所有者が課税法人・個人か非課税法人かに関係なく、利払い時点の所有者の属性で判断する。 ・経過利子を源泉税相当額控除せず100%授受することを可能とするため、課税法人の源泉税を所有期間分だけでなく全額法人税額から控除できるようにする。 ・個人が利払前に法人に公社債を譲渡することで経過利子に対する税逃れをすることを防止するため、個人の公社債譲渡益は課税対象とする。税率は20%で源泉徴収付の申告分離課税(申告不要の選択可能)とする。</p> <p>【損益通算の範囲拡大】 ○公社債の利子・譲渡損益・償還差損益を他の金融商品の所得と合算の上、課税する。その場合、譲渡損のみならず、償還損、デフォルトによる損失も、他の金融商品の所得からの控除を認める。一体化に伴い割引債の発行時源泉徴収も廃止する。 ○公社債の利子・譲渡損益・償還差損益を特定口座で取り扱えるようにする。</p>	個人
金融所得課税の一体化の推進等	<p>金融所得課税の一体化を推進すること。具体的には、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、課税方式の均衡化を図るとともに、預金・合同運用信託等を含め、損益通算を幅広く認めること。 納税の仕組み等については、一体化の実施時期に応じて、納税者の利便性に配慮しつつ、金融機関が対応可能な、実効性の高い制度とすること。</p>	団体

題 目	意見の詳細	提出者
損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続	既に収入金額を課税標準(100%外形標準課税)としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること	団体
生命保険業の法人事業税の現状課税方式維持	生命保険業の法人事業税について、現行の課税方式を維持することを要望します。	団体
地震保険料控除の対象となる損害保険契約の対象拡充について	<p>所得税法第77条第2項、地方税法第34条五の三および第314条の2五の三に規定する損害保険契約等に、保険業法第2条第18項に規定する少額短期保険業者が締結する損害保険契約を含めることを要望する。</p> <p>地震保険料控除は、地震災害への備えの国民の自助努力の促進を目的として創設されたものである。</p> <p>ところが、この目的に沿って地震災害への備えとしての保険に加入しようとする保険契約者が、損害保険会社と保険契約を締結した場合には地震保険料控除を受けられるにもかかわらず、少額短期保険業者と保険契約を締結した場合にはその控除を受けられない状況である。</p> <p>少額短期保険業者と損害保険会社との間には免許制度と登録制度という違いこそあれ、どちらも保険業法に基づき、内閣総理大臣の適切な監督を受ける保険事業者であることから、地震保険料控除の取扱についても同様の措置を求めるものである。</p> <p>制度創設の目的に沿って保険に加入しようとする保険契約者間の公平を担保し、地震災害による損失への備えにかかる国民の自助努力を促進するために、本措置を要望する。</p>	団体
平成22年度税制改正において法制化がなされた生命保険料控除制度の平成24年1月からの着実な実施	生命保険料控除制度について、平成22年度税制改正において法制化がなされた新制度を平成24年1月から着実に実施することを要望します。	団体
死亡保険金の相続税非課税限度額拡充	遺族の生活資金を確保するため、死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額に「配偶者分500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算することを要望します。	団体
課税の公正化	損害保険業の減額更正等による法人事業税の更正の請求に対し、納付の日の翌日から還付加算金を付加すること	団体
生命保険料控除の新制度の着実な実施	生命保険料控除制度について、平成22年度税制改正において法制化がなされた新制度を平成24年1月から着実に実施することを要望します。	団体
死亡保険金の相続税非課税限度額の拡充・維持	<p>遺族の生活資金確保のため、相互扶助の原理に基づいて支払われる死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額(「法定相続人数×500万円」)に「配偶者分500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算すること</p> <p>また、税制の抜本的な改革等の中で、相続税制の見直しがなされた場合において、少なくとも現行の非課税措置における対象範囲および水準を維持することを要望します。</p>	団体
レベニュー債利子の課税の特例について	振替社債又は民間国外債(振替社債等)の利子について、その利子の額が発行をする者の利益の額等の指標を基礎として算定されるものについては源泉所得税の課税の特例の対象外とされております。この課税の特例の対象外とされる振替社債等の規定について、発行をする者がその持分の100%を地方公共団体により直接・間接に保有される場合、又は、このような発行をする者が受益権の100%を保有する信託の受託者が発行する場合について、課税の特例の対象外としないこととする改正が必要であるものと考えます。	団体
特定民間国外債の要件である販売制限規定の明確化	租税特別措置法6条10項1号において、特定民間国外債の要件として引受契約等に規定すべきとされている販売制限の定めについて、同法施行令2条の2第2項に規定する国内における支払の取扱者を通じて民間国外債の利子の交付を受ける居住者又は内国法人に対する販売は禁止する必要がないこと、ゆえにこれらの者に対する販売を禁止しない定めも租税特別措置法6条10項1号の要件を満たすことを明確化すべきである。	個人
国際的な金融取引の円滑化(非居住者等が受け取る振替社債の利子に係る非課税の恒久化)	国債および地方債と同様、非居住者等が受け取る振替社債の利子等の非課税措置を恒久化することを要望する。	団体

題 目	意見の詳細	提出者
国際的な金融取引の円滑化(民間国外債等の特殊関係者の範囲の一部緩和)	民間国外債の利子等の非課税措置の対象外とされた特殊関係者の範囲について、例えば証券業務を営む海外現地法人を除外する等、その範囲を一部緩和することを要望する。	団体
国際的な金融取引の円滑化(民間国外債の対象範囲の明確化)	非居住者等が受け取るわが国企業が海外で発行するイスラム債の配当(利子相当分)について、非課税であることを明確化することを要望する。	団体
振替社債等及び民間国外債の利子等の非課税制度の適用を受けない「特殊関係者」から、当該社債等の発行者のグループ会社である海外証券業者等を除外すること	<p>発行者の「特殊関係者」については、振替社債等及び民間国外債の利子等の非課税制度の適用を受けないこととされているが、当該特殊関係者から、当該社債等の発行者のグループ会社である海外証券業者等(外国の法令に準拠して当該国又は地域において金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を営み、次の要件を満たす海外証券業者等をいう。以下同じ。)を除外していただきたい。</p> <p>①当該外国法人が、当該国において、有価証券関連業を行うに必要と認められる営業所又は事務所を有していること(実体基準)</p> <p>②当該外国法人が、当該国において、有価証券関連業の管理、支配及び運営を自ら行っていること(管理支配基準)</p> <p>また、特定民間国外債の要件として、その引受契約等に、当該民間国外債の引受け等を行う者は、特殊関係者である非居住者又は外国法人に対して当該引受け等により取得させ、又は売り付けてはならない旨の定めがあることとしているが、この「特殊関係者」から民間国外債の発行者のグループ会社である海外証券業者等を除外されることを明確化していただきたい。</p>	団体
特定振替社債等及び民間国外債に係る「特殊関係者届出書」等の提出時期を見直すこと	<p>特定振替社債等及び民間国外債に係る「特殊関係者届出書」等の提出時期を見直すこと</p> <p>(1)民間国外債の場合 現行税法では、利払日以後2ヶ月以内に、当該利払日を含む事業年度開始の時における特殊関係者に係る届出書を発行者の所轄税務署に提出しなければならないが、利払頻度の高い民間国外債を発行している場合や事業年度開始日が属する月に利払日が到来する民間国外債を発行している場合には、特殊関係者届出書を提出することが難しい状況となっている。 このため、特殊関係者届出書の提出期間を、利払日を含む事業年度開始日から利払日以後3ヶ月以内としていただきたい。</p> <p>(2)特定振替社債等の場合 現行税法では、利払日以後2ヶ月以内に、当該利子計算期間の初日を含む事業年度開始の時における特殊関係者に係る届出書を発行者の所轄税務署に提出しなければならないとされている。 上記(1)との整合性を考慮し、特殊関係者届出書の提出期間を、利子の計算期間の初日を含む事業年度開始日から利払日以後3ヶ月以内としていただきたい。</p>	団体
振替社債の利子非課税制度の恒久化	非居住者等が受け取る振替制度を利用した社債の利子等について非課税措置を恒久化すること。	団体
振替制度を利用した公社債の利子等の非課税制度において、非居住者等を受益者とする受益者等課税信託の信託財産に属する公社債については、受託者を特定振替機関等とみなすこと等の措置を講じること。	振替制度を利用した公社債の利子等の非課税制度において、非居住者等を受益者とする受益者等課税信託の信託財産に属する公社債については、受託者を特定振替機関等とみなすこと等により、非課税適用申告書の提出や本人確認等を受託者が行うこと等を可能とする措置を講じられたい。	団体
非居住者等が受け取る民間国外債の利子等について、非課税措置の対象範囲を拡充すること。	<p>非居住者等が受け取るわが国企業が海外で発行するイスラム債の配当(利子相当分)について、非課税であることを明確化されたい。</p> <p>民間国外債の利子等の非課税措置の対象外とされた特殊関係者の範囲について、例えば証券業務を営む海外現地法人を除外する等、その範囲を一部緩和することとされたい。</p>	団体

題 目	意見の詳細	提出者
<p>外国法人および非居住者に対する課税方式を総合主義から帰属主義へ変更することについて</p>	<p>日本国内に恒久的施設を有する外国法人および非居住者について、その課税方式を総合主義から帰属主義に変更すること。</p>	<p>団体</p>
<p>国際課税原則の見直し(総合主義から帰属主義への変更)</p>	<p>非居住者・外国法人に対する課税は、現行の国内法上、総合主義とされているが、OECDモデル租税条約および日本が締結している租税条約のほとんどにおいて帰属主義を採用していることから、国内法においても帰属主義を採用することとする。</p>	<p>個社</p>
<p>海外投資家が国内に所有又は賃貸するサーバー等機器に対する恒久的施設の取扱いについて</p>	<p>海外投資家にとって取引所にできるだけ近い場所に自動取引プログラムを備えたサーバーを備え付けることによりスピーディな取引の執行を確保することは一般的な取引慣行となっております。スピーディな取引の執行はグローバルな金融取引環境の中で成功を収めるために必要不可欠です。現行の日本の税法上、このようなサーバーは国内における恒久的施設とみなされトレーディング活動が日本において課税の対象となるおそれがあるため、海外投資家は国内にサーバーを所有又は賃貸をすることができない状況にあります。</p> <p>したがって、私どもは海外投資家がこのような自動売買プログラムに基づく有価証券等の売買取引を行うために国内にサーバーを所有又は賃貸をすること、又は国内にサーバーを処理又は保管する能力を有する事実のみを理由として国内において恒久的施設を有するものとみなし、有価証券等の売買取引から生じる所得に対して法人税の申告と納税が求められることがないように税制改正による手当てがなされることを要望いたします。</p>	<p>団体</p>
<p>海外投資家の国内における株式等の売買発注サーバーに関する恒久的施設の取扱い</p>	<p>海外投資家が所有又は賃借する国内に設置された売買発注サーバーに、有価証券等の売買注文を行うためのプログラムを設定し自動的に発注を行う場合には、当該売買発注サーバーを恒久的施設としないとする手当てを行うことを要望いたします。</p>	<p>団体</p>
<p>外国投資家が所有又は賃借する国内に設置されたサーバ等機器に金融商品等(商品先物商品を含む。)の売買注文のためのプログラムを設定し自動発注を行う場合、当該サーバ等機器等を恒久的施設(Permanent Establishment)としないこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、外国投資家が国内にあるサーバ等機器にプログラムを設定し自動的に金融商品等(商品先物商品を含む)の売買注文を行う場合、国内に恒久的施設を有することとならないのは当該海外投資家がサーバ等機器を所有又は賃借しないことが前提とされている。 ・しかし、国内に設置されているサーバー等は、自動的に売買注文を発注するプログラムとなっており、国内居住者の判断を要したり、国内居住者による能動的な作業を要するものではない。 ・そこで、非居住者又は外国法人が所有又は賃借する国内に設置されたサーバ等機器について、金融商品等(商品先物商品を含む)を対象に売買注文を行うためのプログラムを設定し、人手を介することなく自動的に発注を行う場合には、当該サーバ等機器を恒久的施設(Permanent Establishment)としないよう要望する。 ・なお、当団体は、本書において、あえて商品先物商品を金融商品の一部として取り扱っている。当団体会員は、商品先物商品が金融商品の一部として取り扱われるのが世界の潮流であると認識しているし、商品先物業界の当団体会員も、当該税制改正要求に係る問題点について本書におけると同様の意見を持っていることから、ここにあえて、商品先物商品も含めた上で意見表明をするものである。 	<p>個社</p>
<p>外国投資家が所有又は賃借する国内に設置されたサーバ等機器に有価証券等の売買注文のためのプログラムを設定し自動発注を行う場合、当該サーバ等機器が外国投資家の恒久的施設(Permanent Establishment)とならないことを明確化すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、外国投資家(非居住者又は外国法人)が国内にあるサーバ等機器にプログラムを設定し自動的に有価証券等の売買注文を行う場合、外国投資家が当該サーバ等機器を所有又は賃借しない場合は、外国投資家は国内に恒久的施設を有しないことにはならない旨が課税庁により確認されているが、外国投資家が国内で当該サーバ等機器を所有又は賃借する場合の税務上の扱いについては必ずしも明確ではない。 ・そこで、外国投資家が国内で当該サーバ等機器を所有又は賃借する場合であっても、当該サーバ等機器が外国投資家の恒久的施設(Permanent Establishment)とならないことを明確化するよう要望する。 	<p>団体</p>

題 目	意見の詳細	提出者
外国投資家が所有もしくは賃借する国内に設置されたサーバ等機器に有価証券等の売買注文のためのプログラムを設定し、自動発注を行う場合、対象のサーバ機器等を恒久的施設(PE)とみなさないこととする。	昨今では国内の公設取引所の電子取引システムにおいても、諸外国同様に高頻度取引や事前のプログラム入力による自動売買取引など、高速売買システムに広く対応し、その結果高速取引を生業とする外国人投資家が日本の証券取引市場や商品先物市場に注目し、メンバーシップは有していないものの、国内の証券会社へ委託注文し、高速取引を活発に行っている例も多い。これらの外国人投資家は、より高速な取引環境(換言すると低遅延のネットワークやサーバー機器を利用)を求めため、取引所内のコロケーションスペースもしくは取引所に近いデータセンターのプロキシミティサービスを利用し、サーバー機器売買発注を頻繁に行う。但し売買発注に利用するサーバー機器を持ち込んだり、仮に国内で購入したとしても所有すると、恒久的施設とみなされる。このような制度では外国人投資家が国内市場に参入する障壁となりかねないため、自動売買発注のような極めて人手を介さないような売買手法に関しては、恒久的施設の対象外として頂くよう要望します。	個人
国際的な金融取引の円滑化(デリバティブ取引の現金担保関係)	金融機関等が行うデリバティブ取引に係るマスター契約および付随契約(CSA: Credit Support Annex)にもとづき授受する現金担保から生じる利息について、源泉徴収を免除することを要望する。	団体
移転価格税制における推計課税の適用の制限	移転価格税制における推計課税については、(a)関連者間取引を用いて適用しないこと、(b)国外関連者のセグメント損益情報が入手できない場合でも適用しないこと、(c)納税者が移転価格文書に関する要件を遵守する合理的な努力をしている場合には適用しないこと、をお願いしたい。	団体
移転価格課税における「シークレット・コンパラブル」の使用禁止	移転価格課税を行う際に、いわゆる「シークレット・コンパラブル」(課税当局のみが入手できる非公開情報)を使用することを禁止していただきたい。	団体
非居住者等への配当の支払いに関する租税条約の届出の簡素化	上場株式等の配当等に課される源泉所得税に対して租税条約の適用を届出る海外投資家及び支払いの取扱者の事務負担を軽減するため、投資家毎(措置法第9条の3の2に規定される株式数比例配分方式を採用しない場合においては銘柄毎)に作成が必要となる租税条約の届出書の作成事務を軽減し、例えば、米国のQI制度のように海外における支払の取扱者に対する届出をもって租税条約の適用を認める、又は、非居住者債券所得非課税制度のように(株式数比例配分方式の採用の有無に関わらず)国内の口座管理機関の所轄税務署に届出書を提出することをもって租税条約の適用を認めるような手続きの簡素化を図るべきものと考えます。	団体
国際的な金融取引の円滑化(アジア諸国との租税条約締結・改定の推進)	○租税条約は、源泉地国における課税の抑制により二重課税リスクを軽減し投資交流を促進することでクロスボーダー取引を租税面から後押しし、対内・対外投資を促進することにより、わが国におけるビジネス・チャンスの拡大、産業競争力の強化、および雇用の創出等を通じて経済活性化を図り、わが国と世界との資金の流れの円滑化を進めるものである。 ○現在、こうした観点から、利子・配当等の税率軽減が措置され、金融機関等が受け取る利子について源泉地国における課税が免除された日米租税条約をモデルとして、わが国と各国の間で租税条約の締結・改定が進められている。 ○わが国企業がアジアでの活動を拡大し、政府のアジア経済戦略において租税条約ネットワークの拡充が掲げられているなか、アジア諸国との間においても日米租税条約と同様の租税条約を締結していくことは、わが国およびアジア諸国の経済成長にとって重要であり、わが国金融機関の国際競争力強化にも資するものである。	団体
国際課税の見直し	①外国税額控除制度における繰越控除限度額および繰越控除対象外国法人税額の繰越期間(現行3年間)を少なくとも7年に延長することを要望する。 ②外国子会社合算税制における出資比率変動等に係る二重課税の排除について適切な見直しを図ることを要望する。	団体

題 目	意見の詳細	提出者
匿名組合を通じた海外からの投資に係る課税上の取扱いを明確にすること	匿名組合は、我が国がパートナーシップと同一の制度を有していないこととあいまって、その代替的機能を果たす海外からの投資手段として、投資ファンド等の組成、ベンチャー投資事業、債権等の小口化、不動産証券化、PFI事業等に広く利用されている。平成21年度税制改正においても、日本国内に事業所等を置く組合を経由して我が国企業に投資する非居住者・外国法人組合員に係るいわゆる1号PE認定及び事業譲渡類似株式の譲渡益課税のルールの整備が進められているところである。商法における匿名組合の規定は、わずか8か条にとどまり、また、それ自体が納税者となることがないことから税法上は規定が設けられておらず、法的規制が非常に少ないことから「自由で使い勝手がいい」という長所がある反面、「税務上の取扱いが不明確で取引の安定性が確保されない」という欠点を抱えているため、匿名組合に関する税制の更なる整備をされたい。	団体
移転価格税制について、独立企業間価格算定に当たっては、税務当局は公開情報のみに基づいて移転価格の更正を行うことができるよう明確にし、また算定に資する情報を開示すること	移転価格税制の執行に当たっては、納税者と税務当局は共通の情報を基礎とすべきであり、税務当局は公開情報のみに基づいて移転価格の算定を行う等の適切な執行が担保されるよう制度の整備をされたい。	団体
パートナーシップ等の海外の組織体に対する課税上の性格付けを明確にすること	パートナーシップ等の我が国に制度のない海外の組織体を通じて内国法人・居住者が投資を行った場合、又はそのような組織体が我が国に投資を行った場合の課税上の取扱いが明確化されていないために、対内外の投資活動が制約されることがある。したがって、これらの組織体の課税上の性格付けを明らかにされたい。特にパス・スルー課税とする場合と、組織体自体に課税する場合の区分基準を明確にされたい。 また、我が国企業がこれらの組織体(パートナーシップ等)を通じて外国法人を保有している場合に、外国税額控除、外国子会社配当益金不算入制度、タックスヘイブン対策税制を適用する上での子会社又は孫会社以下の判定基準を明示されたい。	団体
国外での組織再編が行われた場合の我が国に在住する株主に係る課税関係の規定を明確にするとともに課税繰延措置の特例を受けられるようにすること	国外における組織再編等に対する課税関係の取扱いについて明確な規定を設けるとともに、特に株主に係る課税関係については特例措置を講じられることも検討されたい。	団体
外国法人から我が国の株主への資産の分配に関する課税関係を明確にすること	外国法人から我が国株主への資産の分配に係る課税関係について、明確で実務上対応可能な規定を設けることを検討されたい。	団体
タックスヘイブン対策税制について、外国関係会社の税負担率の計算上、一定の非課税所得に係る取扱いを明確にすること	タックスヘイブン対策税制において、外国関係会社の税負担率を算定する際の所得の金額は、当該外国関係会社の本店所在地国の法人税に関する法令の規定により計算した金額に、当該法令により当該法人税の課税標準に含まれないこととされる金額等を加算した金額と規定されている。 外国関係会社が当該法令の規定により、将来に渡り課税所得に含まれない場合は、非課税所得として分母に加算し、課税の繰延や連結納税類似のグループ損益通算の場合は、加算が不要である旨を法令上明確にされたい。	団体
タックスヘイブン対策税制について、適用除外基準に関する法令上の規定を明確にするとともに、関係通達を整備すること	外国で正常な事業を営む法人にまで合算課税の可能性が指摘される昨今の状況にかんがみ、タックスヘイブン対策税制本来の制度趣旨を踏まえながら早急な対応を検討されたい。	団体
外国税額控除について、控除限度超過額等の繰越期間を7年程度に延長すること	昨今の経済状況をかんがみ、外国税額控除限度額の繰越期間を7年程度に延長されたい。	団体
租税条約の濫用防止規定に係る源泉徴収義務者の責任の範囲を明確にすること	租税条約の濫用防止規定の適用に際しての源泉徴収義務者の責任の範囲を国内法において明確にされたい。	団体

題 目	意見の詳細	提出者
日米租税条約に規定された支店利子税や配当に係る外国税額控除の規定を明確にすること	<p>日米租税条約においては、その第11条第10項において、米国税法上の支店利子税の対象となる金額につき、支店の所在地を源泉地、本店を受益者とする利子とみなし、一定の免税対象になる場合を除いて源泉地国で課税されることが明記された。従来、支店利子税については我が国税法上の所得に対する課税ではないという理由により、外国税額控除の対象にはならないという議論があった。法人税法上、国内源泉所得に関して条約上に異なる規定がある場合の読替規定はあるが、国外源泉の「所得」について条約上の規定を国内税法上の規定に読み替える規定はない。日米租税条約上所得にかかる税として明記された支店利子税が、我が国税法上も所得を課税標準とする外国法人税に該当するものとして外国税額控除の対象になるのかにつき現行法令の運用上の指針を明確にされたい。</p> <p>また、日米租税条約においては配当の定義が新たに設けられ、支払者が居住者とされる締約国の租税に関する法令上株式から生ずる所得と同様に扱われる所得をいうこととされた。この結果、我が国税法上は配当に該当しないが米国税法上は配当とみなされるもので米国法人が支払うものについても、条約上米国源泉の配当所得として米国側に源泉徴収による課税権が与えられている。</p> <p>このような「配当所得」に係る源泉税について日本側で外国税額控除の規定上どのように取り扱うか、すなわち、外国法人税に該当するか、控除余裕額の計算上国外所得が生じるか、現行法令の運用上の指針により明確にされたい。</p>	団体
租税特別措置法上の「内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例」(第66条の6以下)に関して、「請求権勘案直接保有株式等の占める割合」を判断する時点を規定する租税特別措置法施行令第39条の19第8項等の適正化を図ること	<p>W-SPCスキームでは、投資者にとり、持株SPCの優先出資証券の「配当」と銀行SPCの「配当原資」(合算税制の対象となるSPCの所得)が課税対象とされ二重課税が生じ得る税法であったが、平成22年度税制改正で二重課税を回避するために、銀行SPCの「配当原資」のうち投資家の銀行SPCの所得に対する持分相当の金額(間接特定課税対象金額)まで益金不算入とする処置がなされた(租税特別措置法第66条の8第8項)。</p> <p>しかし、間接特定課税対象金額の認識時期がSPCの決算期末でなく投資者の決算期末とされているため、通常のW-SPCスキームの場合、優先出資証券の償還後等の投資者の決算期においては、投資者の銀行SPCの所得に対する持分相当が低く認識される結果、本来益金不算入とされるべき間接特定課税対象金額も少なく認識され、引き続き二重課税が生じる。</p> <p>当該問題を解消しない限り投資者に不利益な状況は残るほか、我が国金融機関の多様な資金調達手法を確保する観点からも、外国子会社合算税制における出資比率変動等に係る二重課税の排除を要望する。</p>	団体
わが国金融機関の国際競争力強化等のため、わが国とアジア諸国との間の租税条約の締結・改定を推進すること。	わが国金融機関の国際競争力強化等のため、わが国とアジア諸国との間の租税条約の締結や改定を引き続き推進することとされた。	団体
外国税額控除制度における繰越控除限度額および繰越控除対象外国法人税額の繰越期間(現行3年間)を延長し、外国子会社合算税制における出資比率変動等に係る二重課税の排除について適切な見直しを図ること。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 外国税額控除制度における繰越控除限度額および繰越控除対象外国法人税額の繰越期間(現行3年間)を延長すること。 2. 外国子会社合算税制における出資比率変動等に係る二重課税の排除について適切な見直しを図ること。 	団体
投資法人及び資産流動化法上のSPC等の税務と会計との取扱いの差異に基因する二重課税を防止する手法の導入	<p>投資法人及び資産流動化法上のSPC等(以下「ビークル」という。)は、支払配当を損金の額に算入することにより、課税上導管的な取扱いをすることとされている。</p> <p>しかし、損金の額に算入できる支払配当の額が分配した金銭のうち利益の配当から成る部分(みなし配当含む)とされているため、会計上の利益でない分配金は損金の額に算入できない。</p> <p>そのため、税務と会計の取扱いの差異によりビークルの課税所得が会計上の利益を上回ると、ビークル段階で法人税が課税され、課税後の利益についてさらに投資家段階でも課税されるため導管体にもかかわらず二重課税となってしまう。</p> <p>このような税務と会計の取扱いの差異に基因する二重課税を排除する措置を導入すること。</p>	団体

題 目	意見の詳細	提出者
投資法人等において買換え特例等の対象となる譲渡益の内部留保を可能とする措置の導入	投資法人及び資産流動化法上のSPC等の導管性要件(支払配当を損金算入するための要件)である配当可能利益の90%超を分配するという要件について、買換え特例等により課税繰延が認められる譲渡益を配当可能利益から控除すること。	団体
投資法人等における会計と税務の取扱いの差異により生ずる法人税負担の軽減措置の導入	会計と税務の取扱いの差異により投資法人に税額が生じることが想定される場合において、払い出しを行えば課税所得を減額できる効果的な措置を導入する。たとえば、利益を超える金額の分配のうち、課税所得の額に達するまでの金額は全額みなし配当とする。 特定目的会社等の他の導管体の出資の払い戻し等についても同様の措置とする。	個社
投資法人等の導管性要件における機関投資家の概念の拡大	投資法人等の導管性要件のうち、機関投資家の概念を金融商品取引法上の適格機関投資家概念と同一のものとする。 上記が不可能な場合であっても、機関投資家の要件(租税特別措置法施行規則第22条の18の4第1項第3号イ)から、金融商品取引法に基づく有価証券報告書の提出を必要とする要件を除外する。	個社
投資信託に係る税制措置	投資法人に課されている支払い配当損金算入要件の一つとして株式等と同様にSPC等のスキームについても1発行体が発行する支配権証券について50%未満の範囲での取得しか出来ない旨が規定されているが、これについて投資法人等がSPC等を通じてより柔軟に不動産に投資することを可能とする観点から撤廃または緩和すること	団体
投資信託に係る税制措置	投資法人において、税法で定める配当要件(90%超配当要件)を満たした分配を行った場合には、当該投資法人の当該期に上げた収益については法人税の課税を免除し、分配後に投資法人に残された残余の未払い収益について法人税の支払が発生することなく内部積立を可能とすること	団体
投資法人等に係る法人住民税均等割の減免措置の導入	投資法人及び資産流動化法上のSPC等(以下「ビークル」という。)は、実質的には運用資産の集合体に過ぎず、支払配当を損金の額に算入することにより、課税上導管的な取扱いをすることとされている。しかし、法人住民税の均等割については、ビークルの課税所得にかかわらず課されるため、支払配当を損金に算入する措置では導管的な取扱いを受けることができない。 そのため、投資法人及び資産流動化法上のSPC等に係る法人住民税の均等割について減免すること。	団体
投資信託に係る税制措置	投資法人等に係る宅地等取引の場合の不動産取得税の軽減措置(宅地等の課税標準を1/2とし、土地・住宅の税率の本則4%を3%に軽減するもの)を延長すること	団体
受益権が質的に分割された信託に係る税制措置	信託受益権が質的に分割された受益者等課税信託の課税関係を明確化する観点から、所要の税制上の措置を講じられたい。なお、税制上の措置の内容については、信託の利用促進が図られ、受益者等の関係者が対応可能な実効性の高いものとするにとされたい。	団体
日本版LLC(合同会社)に対するパススルー税制の導入	日本版LLC(合同会社)が、パートナーシップに対する課税と同様のパススルー課税の取扱いを選択できるようにしていただきたい。この制度では、(a)法人または個人がLLCに対して行う現物出資については、課税繰延とすること、(b)LLCの損益はLLCの構成員に直接配分されることから、利益に対する課税はLLCの構成員の段階でのみ行い、LLC自体に対しては行わないこと、(c)パススルー税制が適用されるLLCの持分が株式会社の株式に転換される際には、課税繰延とすること、をお願いしたい。	団体
組合への現物出資時の課税繰延制度の導入	法人または個人が組合に対して行う現物出資については、一定の要件のもとで課税繰延の措置を講じることとする。	個社

題 目	意見の詳細	提出者
現物資産を法人又は組合等に出資した場合において、帳簿価額による課税を繰り延べること	<p>譲渡には、売買のほか、交換、競売、代物弁済、現物出資など、所有権その他の財産権を移転する一切の行為が含まれる。</p> <p>このため、法人(合同会社、株式会社、投資法人)、組合(匿名組合、投資事業有限責任組合及び有限責任組合を含む。)又は信託(特定目的信託を含む。)に対し不動産等の現物資産を出資した場合、当該現物資産を当該出資時の時価で譲渡したものとみなされ、所得税又は法人税等に係る課税関係が発生することとなる。</p> <p>財政負担を伴う震災復興事業ではなく、民間ベースで震災復興事業を行う際、被災者又は被災企業(固定資産が東日本大震災で被災した企業をいう。以下同じ。)が保有する不動産等を法人又は組合等に出資の形で受け入れるスキームが想定され得るが、当該被災者又は被災企業においてはキャッシュフロー収入がないにもかかわらず課税関係が発生することとなるため、現物資産の法人又は組合等への出資の阻害要因となる。</p> <p>このため、震災復興事業を円滑かつ迅速に進めるため、震災復興事業のために法人又は組合等に出資する現物資産については、帳簿価額による課税を繰り延べることを要望する。</p>	団体
現物出資又は譲渡により法人又は組合等が不動産を取得した場合における不動産取得税、登録免許税、固定資産税及び都市計画税を減免すること	<p>現行税法では、法人(合同会社、株式会社、投資法人)、組合(匿名組合、投資事業有限責任組合及び有限責任組合を含む。)又は信託(特定目的信託を含む。)が不動産を取得した場合には、不動産取得税、登録免許税、固定資産税及び都市計画税等の流通税が課せられることとなる。</p> <p>法人又は組合等の投資ビークルを通じて震災復興事業を行うため、被災者及び被災企業(固有資産が東日本大震災で被災した企業をいう。以下同じ。)から不動産を取得する場合には、当該流通税相当額について利回りが低下し、民間資金導入の阻害要因となり得る。</p> <p>このため、被災者又は被災企業から現物出資又は譲渡により法人又は組合等が不動産を取得した場合における不動産取得税、登録免許税、固定資産税又は都市計画税を免除又は軽減いただきたい。</p>	団体

題 目	意見の詳細	提出者
東日本大震災 被災地の事業者資金調達促進における新たな税制措置について	<p>【概要】 ・個人、法人からの東日本大震災被災地の企業に対する寄付、出資に関して、それぞれ税制優遇をもうける事で、資金調達・事業再建を促進すること。</p> <p>【対象企業認定基準】 ・被災地の事業者(罹災証明等で認定) ・個人投資家から一定金額・一定人数の投資・寄付金を既に受けている法人を税制優遇認定対象とする。(例:1万円以上を50名以上) 自助努力を行っている企業のみを対象とする。</p> <p>【寄付の場合】 ・優遇措置内容 寄付金額分の50%を上限に、個人の場合は所得税額、法人の場合は法人税額から控除できるものとする。 ・税額控除の理由 個人の場合、高所得者にメリットの大きい所得控除ではなく、少しずつの金額でもできるだけ多くの国民からの参画を促すことを目的に、低所得者層にもメリットの大きい、所得税額控除とすることが有効であると考え。法人においても法人税額かの控除とすることで、決算書上の利益を減らすことなく、寄付することが可能となり、有効であると考え。</p> <p>【出資の場合】 ・出資形態 有価証券およびみなし有価証券持分取得を対象とし、幅広いスキームに対して優遇対象とする。被災地は中小企業がほとんどであり、資本市場への上場を出資金回収の前提とするベンチャー投資モデルが適用できない企業も多い。当社が実施する、「被災地応援ファンド(※)」では、匿名組合を活用し事業ファンドモデルとして、資本市場へ上場することなく、事業収益に応じて一定期間毎年出資者へ分配する仕組みであり、対象とできる企業は大きく広がる。 ※被災地応援ファンドとは 当社が2011年4月25日より運営。現在、被災地の水産加工、醸造業、飲食店など様々な分野の企業11社が当社のファンドの仕組みを活用し、1口1万円(出資金5,000円、寄付金5,000円※別途出資金取扱手数料500円)で個人より資金を調達。約2ヶ月間で5000名以上が参加し、約2億円の資金の調達を行っている。詳細は http://oen.securite.jp/ 参照。</p> ・優遇措置内容 出資時: 出資金額の50%を上限に個人の場合は所得税額、法人の場合は法人税額から控除できるものとする。 償還時: 損失が出た場合は、損失額の50%を上限に、個人の場合は所得税額、法人の場合は法人税額から控除できるものとする。	個人
国や地方自治体による国・公有地の土地信託に係る登録免許税・固定資産税・不動産取得税等を非課税とすること。	国や地方自治体が手掛ける土地信託について、登録免許税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税を非課税とする措置を講じられたい。	団体
特定寄附信託(日本版ブランド・ギビング信託)制度について、所要の拡充措置を講じること。	特定寄附信託(日本版ブランド・ギビング信託)制度を、より多くの人々が活用できることで寄附をわが国に一層根付かせる観点から、例えば、金銭に限らず有価証券や不動産等を信託し、信託内で処分した場合の譲渡益を非課税とする等、所要の拡充措置を講じられたい。	団体
株式の信託を利用した事業承継について、納税猶予制度の適用対象とすること。	株式の信託を利用した事業承継について、非上場株式等に係る相続税および贈与税の納税猶予制度の適用対象とすることとされたい。	団体

題 目	意見の詳細	提出者
震災復興・再生に関連する新発国債等を、一定期間保有することを条件として子や孫へ贈与するために設定された他益信託について、贈与税額計算の特例措置を講じること。	震災復興・再生に関連する新発国債等を一定期間保有することを条件に、他益信託を設定して子や孫に生前贈与を行った際に、贈与税の計算上の特例(具体的には、5分5乗方式による贈与税額の計算の特例)を講じられたい。	団体
受益者単独の信託については、いわゆる損失算入制限措置(租税特別措置法第41条の4の2、同法第67条の12)を適用しないこと。	受益者が単独である信託においては、信託方式も他の方式と同様に事業のリスクを全て受益者が負担するにもかかわらず、信託を利用した場合についてのみ損失算入が制限されることは著しく権衡を欠き、信託の利用が阻害されることになることから、受益者単独の信託については、いわゆる損失算入制限措置を適用しないこととされたい。	団体
公益信託について、公益社団法人・公益財団法人に比して劣後することのないよう、所要の税制上の措置を講じること。	公益信託の制度および税制の検討にあたっては、公益信託の活用・発展が図られるよう、拠出時の寄附金控除および寄附金の損金算入、運用収益の非課税措置等について、公益信託が公益社団法人・公益財団法人に比して劣後することのないよう、所要の税制上の措置を講じられたい。	団体
非営利型目的信託について、非営利型法人に比して劣後することのないよう、所要の税制上の措置を講じること。	<p>目的信託は受益者の定めのない信託であり、例えば、①地域住民が、共同で金銭を拠出して信託を設定し、当該地域社会における老人の介護、子育ての支援、地域のパトロール等の非営利活動に充てる、②会社を退職する役員が、自己の財産を拠出して信託を設定し、その財産や運用益を従業員のための福利厚生施設の整備・運用等に充てる、③大学の卒業生が、自己の財産を拠出して信託を設定し、その財産を、当該大学における研究施設の整備等に充てる、等の活用方法が考えられる。</p> <p>一方で、目的信託においてみなし受益者が存在しない場合は、非営利性の徹底された目的信託(以下、非営利型目的信託)であっても、税法上は、受託者に法人税が課税される法人課税信託として取扱われるため、非営利性の徹底された一般社団法人・一般財団法人(以下、非営利型法人)に比して課税の取扱いが劣後している。</p> <p>例えば、非営利型法人については収益事業のみ課税されるのに対し、法人課税信託となる非営利型目的信託については全所得課税が行われ、委託者が拠出した財産の価額に相当する金額について、受贈益として法人税が課税される。また、出捐者・委託者が財産を拠出した際の譲渡益は、非営利型法人への拠出については課税されないのに対し、法人課税信託となる非営利型目的信託への拠出については課税される。</p> <p>このような取扱いは制度間の権衡を欠いており、非営利型目的信託の利用を阻害している。</p>	団体
確定拠出年金税制の見直し	<p>①確定拠出年金について、運用時非課税を実現し、国際的に見劣りのない制度とする観点から、退職年金等積立金に対する特別法人税を撤廃することを要望する。</p> <p>②個人型確定拠出年金の加入対象者を確定給付型の企業年金のみを実施し企業型確定拠出年金は実施していない企業の従業員まで拡大すること等、確定拠出年金の対象者を拡充することをあわせて要望する。</p>	団体
確定拠出年金制度に係る税制措置	<ol style="list-style-type: none"> 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること 「災害時特別引出制度」及び「災害時特別融資制度」を導入すること 困窮時に加入者の個人勘定資産を一時的に引き出せる措置を導入すること等、中途引出し要件を緩和すること 拠出限度額の水準を引き上げること 加入対象者を拡大すること 	団体

題 目	意見の詳細	提出者
確定拠出年金における従業員拠出の拡充および拠出限度額を引上げ	<p>(1) 公的年金を補完し、国民の老後生活の安定を図るための自助努力を奨励する観点から、企業の拠出に加えて、従業員による非課税拠出を認める措置を講じられたい。</p> <p>この際、拠出限度額の内枠かつ企業拠出の範囲内との条件が付される場合は、制度内容により従業員拠出額が少額となる場合があるため、自助努力により、老後生活に十分な給付額を確保できるよう、例えば、企業拠出の外枠での拠出を可能とする等の措置を講じられたい。</p> <p>(2) 拠出限度額を更に引上げる措置を講じられたい。</p> <p>(3) 審議未了のまま継続審議となった「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案」に含まれる企業年金関連の措置については、例えば以下の項目のように、公的年金の補完、国民の老後生活の維持・安定および制度の利便性向上の観点から重要な項目が含まれているため、早期実現を要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定拠出年金における資格喪失年齢の65歳への引上げ ・確定拠出年金における中途引出要件の緩和 ・国民年金基金の加入年齢の引上げ ・確定給付企業年金における事業所脱退に係る掛金の一括拠出要件の明示 	団体
退職一時金制度から確定拠出年金への一括資産移換	退職一時金制度を減額もしくは廃止することにより企業型確定拠出年金を導入する場合には、受給権保護のための積立金早期充実および加入者の運用機会逸失の回避の観点から、一括で資産移換を行うことを可能とする措置を講じられたい。	団体
確定拠出年金に係る税制上の措置	確定拠出年金制度について、個人型年金および企業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃すること	団体
企業年金・確定拠出年金等に対する特別法人税の課税の撤廃	平成26年3月31日まで課税が凍結されている、企業年金・確定拠出年金等に対する特別法人税の課税を撤廃する。	個人
特別法人税の撤廃	公的年金制度を補完する企業年金制度（確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度）および確定拠出年金制度等の積立金に係る特別法人税を撤廃することを要望します。 また、財形給付金契約および財形基金契約の積立金に係る特別法人税を撤廃することを要望します。	団体
特別法人税の撤廃	公的年金の補完、国民の老後生活の維持・安定という社会的要請に応じていくため、企業年金および確定拠出年金の積立金に係る特別法人税を撤廃する措置を講じられたい。 併せて、勤労者の安定した生活を確保するために勤労者財産形成給付金、勤労者財産形成基金の積立金に係る特別法人税についても撤廃する措置を講じられたい。	団体
事業主が存在しないなどの事情により企業年金制度等への移行が困難な適格退職年金契約における現行の税制措置の継続適用	平成24年3月31日をもって廃止される適格退職年金制度に関し、事業主が存在しないなどの事情により企業年金制度等への移行が困難な適格退職年金契約について、現行の適格退職年金契約に係る税制上の措置を継続適用する措置を確実に実施することを要望します。	団体
企業型確定拠出年金制度における退職時の脱退一時金について支給要件を緩和すること	企業型確定拠出年金制度における退職時の脱退一時金について、年齢および資産額に関わらず支給可能とすべく支給要件の緩和を要望します。	団体

題 目	意見の詳細	提出者
確定給付企業年金における従業員拠出についての掛金所得控除制度を創設すること	企業の拠出に加えて、自助努力によっても当該減少分を補う給付額が確保できるよう、確定給付企業年金における従業員拠出掛金についての所得控除制度を設ける措置を講じられたい。	団体
過去勤務債務に係る事業主掛金についての一層の弾力的な取扱いの容認	<p>確定給付企業年金および厚生年金基金における過去勤務債務の償却について、制度の財政状況及び事業主の負担能力に応じた弾力的な償却を可能とする措置を講ぜられたい。そのため、例えば、以下の措置を講じられたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去勤務債務の一括償却の導入 ・過去勤務債務の弾力償却幅の拡大 ・過去勤務債務の定率償却による弾力償却の導入 ・基金型確定給付企業年金における予算に基づく特例掛金の導入 <p>また、確定給付企業年金および厚生年金基金における非継続基準に係る積立不足に伴う特例掛金の決算日翌年度の掛金に対して追加拠出を可能とする措置を講じられたい。</p>	団体
確定給付企業年金および確定拠出年金における遺族給付の相続税非課税化	遺族の生活の安定を図り、課税の不公平を解消し年金制度の選択を可能にする観点から、確定給付企業年金および確定拠出年金における遺族給付（遺族年金、遺族一時金および死亡一時金）について、厚生年金基金と同様に相続税を非課税とする措置を講じられたい。	団体
閉鎖型確定給付企業年金の制度終了時の残余財産の事業主返還の容認	確定給付企業年金法第83条第1項で定める「規約型確定給付企業年金の終了」の規定においては、閉鎖型確定給付企業年金で想定される「給付の終了」は終了要件となっておらず、また残余財産の取扱いが明確化されていない。給付の終了をもって制度が終了することを確定給付企業年金法に規定するとともに、加入者および受給者が存在しなくなった場合には、他の利害関係者が事業主しか存在しないことから、適格退職年金と同様に残余財産を事業主へ返還する措置を講じられたい。	団体
震災復興・再生に関連する新発国債等を、一定期間保有することを条件として子や孫へ贈与するために設定された他益信託について、贈与税額計算の特例措置を講じること。	震災復興・再生に関連する新発国債等を一定期間保有することを条件に、他益信託を設定して子や孫に生前贈与を行った際に、贈与税の計算上の特例（具体的には、5分5乗方式による贈与税額の計算の特例）を講じられたい。	団体
貸倒引当金の損金算入を制限する措置及び貸倒れの要件を見直すこと。	貸倒引当金の損金算入を制限する措置及び貸倒れの要件を見直すこと。	団体
協同組織金融機関の一括評価金銭債権にかかる貸倒引当金割増特例（法定繰入限度額の16%増し）の恒久化について	協同組織金融機関が対象となっている一括評価貸倒引当金16%割増特例については、平成24年3月末に適用期限が到来するため、恒久措置化を要望する。	個社
貸倒引当金の中小法人等の特例の継続	平成24年3月末に期限の到来する中小法人等の貸倒引当金の特例に係る繰入限度額の割増特例(116%割増特例)の延長を要望します。	団体
破産債権の取扱いの見直し	債務者が破産手続開始の申立てを行った場合、実際にはその大部分を回収できないことが多いにもかかわらず、税務上の形式基準として認められている貸倒引当金の繰入限度額は債権金額の50%までとなり、早期に損金算入することが困難な状況になっている。このような会計実務と税務上の差異を解消して手続きの整合性を取るため、貸倒引当金の繰入限度額を100%に引き上げていただきたい。	団体

題 目	意見の詳細	提出者
貸倒れに係る税務上の償却・引当基準の見直しおよび欠損金の繰越控除・繰戻還付制度の拡充	①法的整理手続き開始の申立てがあった場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合(現行50%)を引き上げるなど、貸倒れに係る税務上の償却・引当の範囲を拡大することを要望する。 ②欠損金について繰越控除を一部制限する等の措置を講じることなく、繰越期間を少なくとも10年に延長し、繰戻還付制度の凍結措置を解除し繰戻期間を少なくとも2年に延長すること、なお、この場合、既存の繰越欠損金についても繰越期間延長の対象とするとともに、合併法人の欠損金を被合併法人にも繰り戻して還付できるようにすること、また、償却・引当の範囲拡大は本措置とあわせて措置すること、を要望する。	団体
貸倒引当金繰入限度額の割増特例の恒久化	法人税法第52条第2項の規定の適用について、同項中の「計算した金額」とあるのを「計算した金額(当該内国法人が租税特別措置法第57条の10第1項又は第2項(中小企業等の貸倒引当金の特例)の規定の適用を受ける場合には、同条第1項又は第2項に規定する政令で定める割合を乗じて計算した金額)の100分の116に相当する金額」とする措置を恒久化、少なくとも適用期限(平成24年3月末)を延長していただきたい。	団体
貸倒れに係る無税償却・引当基準の見直し等	①法人税法施行令第96条第1項第3号で規定する法的整理手続き開始の申立てがあった場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合(現行:50%)を引き上げるなど、貸倒れに係る無税償却・引当の範囲を拡大していただきたい。 ②欠損金の繰越期間(現行7年)を少なくとも10年に延長し、欠損金の繰戻還付制度の繰戻期間(現行1年)を少なくとも2年に延長していただきたい。	団体
貸倒引当金の割増措置(本則の100分の116)の恒久化	経営体質の脆弱な小規模事業者等に対する円滑な資金供給、地域密着型金融を推進していくため、協同組合組織金融機関に適用されている貸倒引当金の割増措置(本則の100分の116)について恒久化、少なくとも適用期限(平成24年3月末)を3年延長することを要望する。	団体
貸倒れに係る税務上の償却・引当基準の見直し及び欠損金の繰越控除・繰戻還付制度の拡充	○ 法的整理手続き開始の申立てがあった場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合(現行50%)を引上げるなど、貸倒れに係る無税償却・引当の範囲を拡大することを要望する。 ○ 欠損金について繰越控除を一部制限する措置を講じることなく、繰越期間(現行7年)を少なくとも10年に延長し、繰戻還付制度の繰戻期間(現行1年)を少なくとも2年に延長すること。	団体
貸倒れに係る税務上の償却・引当基準の見直しおよび欠損金の繰越控除・繰戻還付制度の拡充	1. 貸倒れに係る税務上の償却・引当の範囲を拡大すること。 2. 欠損金の繰越期間の延長、繰戻還付制度の凍結措置を解除し繰戻期間の延長等を図ること。	団体
欠損金繰越期間の延長	日本では現在7年間しか欠損金の繰越が認められていないが、英仏独やシンガポール、香港などは無期限の欠損金繰越を認めており、米国でも20年間の欠損金繰越が可能であることから、日本の欠損金繰越期間についてもグローバル・スタンダードに合わせて延長していただきたい。	団体
配当課税の廃止	配当課税の廃止および受取配当の益金不算入割合の引き上げ	団体
受取配当等は、全額を益金不算入とすること。	連結納税制度の創設に伴う収税減の財源措置として、連結法人株式等及び関連法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る配当等の益金不算入割合が80%から50%に引き下げられた。この益金不算入割合を100%に引き上げるべきである。	団体
過払利息返還に係る法人税の繰戻還付	貸金業者は、昭和58年施行の貸金業の規制等に関する法律を遵守して営業を行い、利息については、同法43条の規定に基づき、益金としてそれぞれ受取年度において収益計上し、各年度の決算に基づき納税を行ってきた。しかしながら、平成18年1月の最高裁判所の判決以降、過去に収益として計上した利息に対する過払利息返還が急増している。ついては、過払利息返還に係る損失分について、民法上の時効である10年を限度として課税された過年度の法人税額を還付していただきたい。	団体

題 目	意見の詳細	提出者
「一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ」の貸金業者の個人向け貸付金への適用	「一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ」については売掛債権にのみ認められているが、貸金業者の個人向け貸付けによる金銭債権は、売掛債権と同様債権保全の脆弱性が高い。については、当該制度の形式基準を貸金業者の個人向け貸付けに対しても認めていただきたい。	団体
欠損金の繰越期間及び繰戻還付期間の延長	現行制度の繰越控除の期間については7年、また繰戻還付の期間も1年と短く、経営体力回復のためには不十分と考えられる。企業経営の長期安定化に資するためには、繰越期間については10年に延長し、また、繰戻期間についても2年に延長していただきたい。	団体
受取配当等の二重課税の排除	受取配当等に係る二重課税を排除するため、受取配当等の益金不算入制度において、連結法人株式等、完全子法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を引き上げること(50%→100%)	団体
受取配当金を全額益金不算入とすること	平成14年度の税制改正において、内国法人から受ける連結法人株式等(注1)及び関係法人株式等以外の株式等に係る配当等の益金不算入割合が80%から50%に変更されている。 法人が所有する株式等に係る受取配当等については、既に利益の配当等を行う法人において法人税が課税されており、同一所得に対する二重課税の範囲が拡大されたこととなっているので、益金不算入割合を100%とされたい。また、特定利子(注2)の負債利子控除についても復活させることを検討されたい。 (注1)平成22年度において、「完全子法人株式等」へ改正されている。 (注2)特定利子とは、社債の利子、返済期間が3年以上の長期借入金にかかる利子、手形の割引料などのことで、株式等の取得以外で支払う利子であることから、平成14年度税制改正までは受取配当金から控除される負債利子の範囲から除かれていた。	団体
登録免許税の軽減・簡素化	登録免許税について、手数料的な性格であることを踏まえ、担保権の信託における抵当権等の信託登記をはじめ、登録免許税の税率を低額の定額税率とする等、軽減・簡素化することを要望する。	団体
被災地復興に向けたファイナンスに伴い活用される担保権信託(セキュリティ・トラスト)における、抵当権等の信託登記及び登録に係る登録免許税を非課税とすること。	復興資金の供給、ひいては被災地域の金融の更なる円滑化に資することができる担保権信託の活用を推進するため、被災地復興のためのファイナンスに伴って活用される担保権信託につき、抵当権等の信託登記及び登録に係る登録免許税を免除する措置を講じられたい。	団体
印紙税制度の見直しによる負担軽減	印紙税制度に関しては、電子取引の増大等経済事情の変化を踏まえると、現行の経済制度にそぐわない制度となってきた。当業界特有の事情としては、昨今電子取引が一般化する中で、法令により文書での取引が義務付けられている貸金業者にとって非常に不公平感や過度の負担感のある制度となっている。このような制度上の問題を解決するため、他の制度との公平性を取っていただき、税負担の公平性を期していただきたい。	団体
印紙税の軽減・簡素化	印紙税について、金融取引に悪影響を及ぼさないよう、軽減・簡素化することを要望する。	団体
印紙税の軽減・簡素化	印紙税は、本来軽微であるべき流通税としては極めて高い税率となっており、金融取引に悪影響を及ぼさないよう整理し、軽減・簡素化されたい。	団体
消費税制の見直しについて	日本の消費税制度を、OECDやIMFに代表される国際機関が定義し、英国、ドイツ、フランスなどの主要国が導入しているグローバル・ベストプラクティスに整合するように法改正する。この措置は、日本の国内金融市場の競争力強化に向けた取組みに大きく寄与するものである。 特に、第三者代理店を通じた金融商品の販売において中立性を確保するために、また金融サービス会社が完全子会社である場合にグループ課税制度を導入すべく、日本の消費税法および関連規制を改正すべきである。	団体

題 目	意見の詳細	提出者
消費税等の仕入税額控除の見直し	<p>控除対象外の仕入税額負担を軽減するための見直しを行うこと 例えば、次のような措置が挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完全支配関係のある会社からの仕入に係る消費税等については、全額仕入税額控除の対象とすること ・損害保険事業の特性として、原価が売上の後に確定するため、消費税率が引き上げられる際に、原価に織り込まれていない消費税相当額について仕入税額控除ができるようにすること 	団体
社会保障・税に係わる番号制度	<p>プライバシー保護に留意しながら、社会保障番号・税に関わる番号制度を採用すべきである。これにより、所得・資産課税の適正化、税務行政の効率化を図り、併せて電子申告、e-コマース等にも対応し、また、外国人労働者の完全把握等にも資することになり、課税の公平を期することができると思う。</p>	団体
社会保障・税に関わる番号制度	<p>社会保障・税に関わる番号制度について、税分野における番号利用を含む具体的な制度設計や実務の詳細な検討においては、関係者との事前協議を行い、十分な準備期間の設定を含め、金融機関が実務面でも対応可能な制度設計とすることを要望する。</p>	団体
社会保障・税に関わる番号制度の導入に伴う税務分野での利用に係る措置	<p>金融商品取引業者等が「番号」に基づき本人確認を行う仕組みを構築し、顧客の本人確認書類の提示義務を免除すること (注)社会保障・税に関わる番号制度の導入に当たっては、投資者及び金融商品取引業者の負担を過大なものとせず、実務面に配慮した準備期間を設けること</p> <p>現行税法における告知では、顧客は金融商品取引業者等に対し住所、氏名等の告知を行うとともに、本人確認書類の提示等を行うこととされているが、告知及び本人確認書類の提示を受けた金融商品取引業者等は、告知内容と本人確認書類の照合及び確認を行うこととされている。</p> <p>政府では、社会保障・税に関わる番号制度が導入後、当該番号による本人確認情報を住基ネットを活用し、情報保有機関が保有する本人確認情報との同期化も想定している。</p> <p>このため、告知の場面では、顧客が金融商品取引業者に自らの「番号」を告知した後、当該金融商品取引業者等により「番号」に基づき当該顧客の本人確認情報を照合及び確認する仕組みが構築されることにより、当該顧客の本人確認書類の提示が不要となり、行政機関だけではなく顧客及び金融商品取引業者双方にもメリットとなるため、要望する〔別紙参照〕。</p>	団体

題 目	意見の詳細	提出者
社会保障・税に関わる番号制度の導入に伴う税務分野での利用に係る措置	<p>日本版ISAの導入は、社会保障・税に関わる番号制度の開始以後とし、顧客から告知を受けた「番号」を日本版ISAの重複確認手続において利用するなど、「番号」により日本版ISAに係る非課税口座の開設手続を簡素化すること (注)社会保障・税に関わる番号制度の導入に当たっては、投資者及び金融商品取引業者の負担を過大なものとせず、実務面に配慮した準備期間を設けること</p> <p>非課税口座の開設のためには、次の手続が必要となる。〔別紙参照〕</p> <ol style="list-style-type: none"> ①顧客は、平成25年1月1日現在の住民票の写し等を市区町村に徴求し、金融商品取引業者に対し住所・氏名・生年月日の告知とともに当該住民票の写しを添付した「非課税口座開設確認申請書」を提出する必要がある。 ②金融商品取引業者等では、告知内容と同申請書を確認し、電子データ(e-Tax又は電子媒体)により所轄税務署に情報を提供する。 ③所轄税務署では、提供された情報に基づき、非課税口座の重複開設の有無等を確認し、問題がなければ「非課税口座開設確認書」(書面)を当該金融商品取引業者等に交付する。 ④金融商品取引業者等は「非課税口座開設確認書」(書面)を顧客に交付する。 ⑤顧客は、受領した「非課税口座開設確認書」(書面)と「非課税口座開設届出書」(書面又は電子データ)を金融商品取引業者に提出する。 ⑥非課税口座が開設された金融商品取引業者等は、当該非課税口座の開設者に係る情報を所轄税務署に電子データにより提供する。 <p>「番号」を利用することにより、顧客及び金融商品取引業者等における非課税口座の開設手続が迅速かつ簡素(書面ではなく電子データによる情報の授受等が実現し漏洩リスクも低減)になることが見込まれるほか、所轄税務署における非課税口座の重複開設の有無等の確認についても同様の効果が見込まれる。</p> <p>このため、日本版ISAの導入時期については、社会保障・税に関わる番号制度の開始以後とし、当該「番号」を非課税口座の開設手続に利用することを要望する。</p>	団体
社会保障・税に関わる番号制度の導入に伴う税務分野での利用に係る措置	<p>「番号」を告知した顧客が行う金融商品取引に関し、金融商品取引業者等から税務当局に対し「番号」を記載した支払調書及び特定口座年間取引報告書等が提出されることに鑑み、確定申告に際し、特定口座年間取引報告書等の書類の添付を不要とする等、納税者や金融商品取引業者等の手続的な負担を軽減する措置を講じること (注)社会保障・税に関わる番号制度の導入に当たっては、投資者及び金融商品取引業者の負担を過大なものとせず、実務面に配慮した準備期間を設けること</p> <p>「番号」を告知した顧客が行う金融商品取引について、金融商品取引業者等は当該顧客の「番号」を記載した支払調書及び特定口座年間取引報告書等を提出することになると考えられるが、当該顧客が確定申告を行う場合、支払通知書及び特定口座年間取引報告書の添付は不要としていただきたい。</p> <p>また、金融商品取引業者等にあつては、当該顧客に対し、契約締結時交付書面等の金融商品取引法等に基づく通知を行っていることを受け、支払通知書及び特定口座年間取引報告書等の交付は不要としていただきたい。</p>	団体
社会保障・税に関わる番号制度について	<p>社会保障・税に関わる番号制度について、税分野における番号利用を含む具体的な制度設計や実務の詳細な検討においては、関係者との事前協議を行い、十分な準備期間の設定を含め、金融機関が実務面でも対応可能な制度設計とすることとされたい。</p>	団体

題 目	意見の詳細	提出者
不動産関連税制の総合的見直し	<p>以下の不動産関連税制の総合的見直しを図ることを要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地価税および土地重課制度の撤廃、固定資産税の引き下げ ②不動産取得税の廃止、登録免許税の軽減 ③特定資産の買換特例の拡充 ④不動産流動化に係る不動産取得税の廃止および登録免許税特例措置の恒久化 ⑤固定資産税課税事務の簡素化 ⑥固定資産税の評価プロセスの透明性向上および自治体による課税事務の標準化 	団体